

杉並区視覚障害者代筆・代読支援事業のご案内

代筆・代読支援事業とは

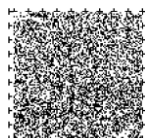
視覚障害者の意思疎通支援及び生活支援と社会参加の促進を目的とした事業です。視力の障害等により文字等の読み書きが著しく困難な方に対して、書類の代筆・代読の支援を行うヘルパーを利用者の自宅へ派遣します。

対象者	以下のいずれかに該当する区内在住で就学児以上の方
<p>○視覚障害に係る身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>△対象とならない方△</p> <p>○他の自治体から障害福祉サービス等の支給決定を受けている方</p> <p>○入院中又は福祉施設等に入所中の方</p> <p>※難病等による視力の低下により文字等の読み書きが著しく困難である方（医師の診断書等の提出が必要になります）も利用できる場合がありますので、障害者施策課管理係にご相談ください。</p>	

支給時間数	1人あたり60時間／年 1回の利用につき30分を単位とします。
--------------	------------------------------------

利用者負担金額	住民税課税世帯の方は、区が事業者へ委託するサービス単価の3%がサービス手数料として利用者負担となります。									
<p>○住民税（特別区民税・都民税）の課税世帯 ⇒ サービス単価の「3%」負担</p> <p>○住民税（特別区民税・都民税）の非課税世帯 ⇒ 負担なし（無料）</p> <p>※対象となる方が18歳未満の場合は保護者及びその配偶者の課税状況で決定します。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最初の30分まで</th> <th>以降30分ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス単価</td> <td>2,500円</td> <td>700円追加</td> </tr> <tr> <td>サービス手数料</td> <td>75円</td> <td>21円追加</td> </tr> </tbody> </table>			最初の30分まで	以降30分ごと	サービス単価	2,500円	700円追加	サービス手数料	75円	21円追加
	最初の30分まで	以降30分ごと								
サービス単価	2,500円	700円追加								
サービス手数料	75円	21円追加								

申請～利用の流れについては裏面に記載しています。



申請～利用の流れ	
① 申請	<p>申請方法は下記のいずれかになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者施策課管理係の窓口または電話で申請する。 ○ 申請書を記入（代筆可）し、障害者施策課へ郵送する。 ○ 杉並区障害者地域相談支援センターすまいる（荻窪・高円寺・高井戸）に申請書を提出する。 <p>申請書はのーまらいふ杉並よりダウンロードできます。 区からご自宅宛てに申請書をお送りすることも可能です。</p>
② 支給決定	<p>支給が決定すると、ピンク色の受給者証が届きます。</p> <p>※『杉並区 障害者施策課 管理係』と書かれた点字シールを貼った封筒で郵送します。また、受給者証には『杉並区視覚障害者代筆・代読支援事業受給者証』と書かれた点字シールが貼ってあります。</p>
③ 契約	<p>区と契約している同行援護事業者に連絡・相談等を行い、事業者と利用者間で契約を結びます。契約締結後、事業者に利用の予約をします。</p> <p>※支給時間の管理は原則、利用者が行ってください。支給時間を越えた利用分の費用は、全額利用者負担となります。</p>
④ 利用	<p>利用当日、事業者より自宅へ派遣されたヘルパーに書類の代筆・代読を依頼してください。</p> <p>サービス終了後、課税世帯の方は事業者にサービス利用料を支払います。</p>

本事業についての問合せ先

杉並区役所 保健福祉部 障害者施策課 管理係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 東棟 1階 11 番窓口

TEL 03-3312-2111（代表）

FAX 03-3312-8808

